



第9期稲沢市

# 介護保険事業計画。 高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度  
(2024～2026年度)



稲沢市

## 計画策定の背景

令和5年9月現在、わが国の高齢者人口（65歳以上人口）は3,623万人となり、高齢化率は29.1%と過去最高となっています。令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、介護や支援を必要とする高齢者は今後も増加し続けることが見込まれています。

また、高齢独居世帯や85歳以上人口も増加傾向にあることから、医療と介護の双方を必要とする高齢者など、様々なニーズを抱えた要介護高齢者が増加していくことも見込まれ、医療と介護の連携の必要性が一層高まっています。

国は高齢者施策を進める中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための包括的な支援体制として「地域包括ケアシステム」を提唱し、介護保険の保険者である市町村等はシステムの構築と深化が求められてきました。また、令和2年の改正社会福祉法（「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」）では、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともにつくる「地域共生社会」の実現を図るため、地域生活課題の解決のための支援が包括的に提供される体制の整備や認知症施策の総合的推進等が求められています。

## 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとし、「地域共生社会」の実現に向けて、「第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の理念をベースとして、「稲沢市障害者計画・第6期稲沢市障害福祉計画・第2期稲沢市障害児福祉計画」「いきいきいなざわ・健康21（第2次）計画」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。

## 計画の期間

本計画は、令和6年度を始期とし令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

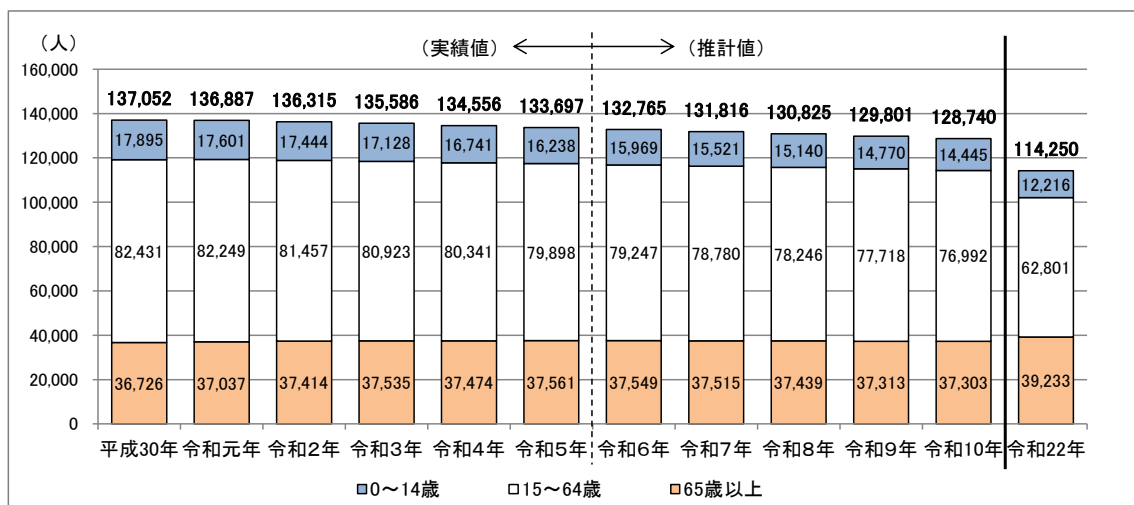
また、本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年までの中長期的な状況を踏まえて策定しました。

## 高齢者人口の推移と将来推計

本市の人口は近年減少傾向にあり、令和5年現在で133,697人となっています。高齢者人口（65歳以上）は概ね上昇傾向にあり、令和5年では37,561人で、高齢化率は28.1%となっています。

令和8年まで及び令和22年の将来人口推計では、総人口は引き続き減少していくことが見込まれます。一方、高齢者人口は令和8年までは横ばいに推移していきませんが、令和22年には大きく増加していることが見込まれます。

### 年齢別人口の推移と将来推計

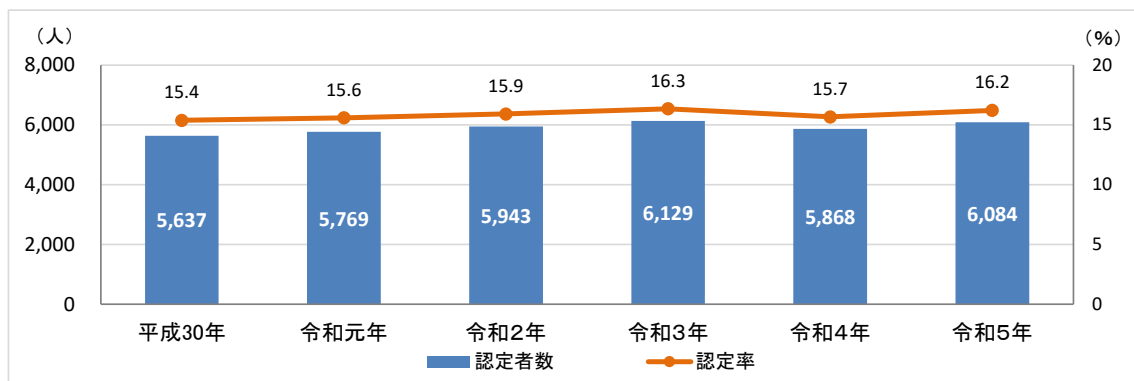


(出典) 実績値：住民基本台帳（各年10月1日時点） 推計値：コーホート要因法による推計値

## 要介護等認定者数の推移

令和5年の本市の認定者数は6,084人、認定率は16.2%となっています。

### 認定者数及び認定率の推移



(出典) 「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点） ※認定者は第2号被保険者を含む。

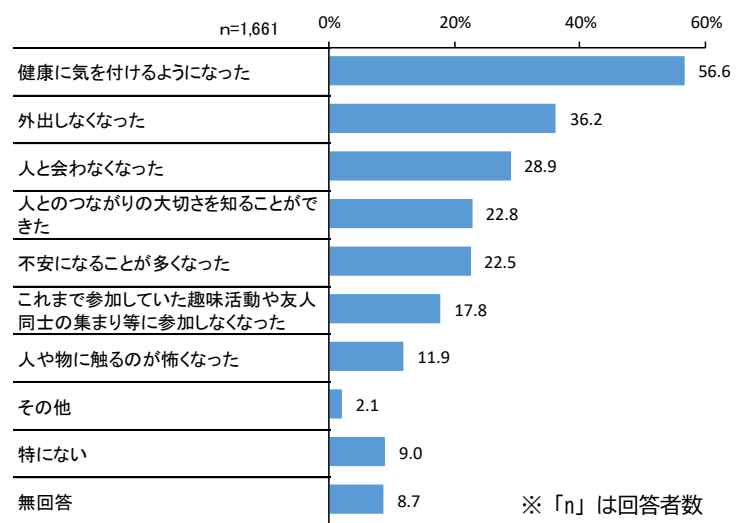
## アンケート調査の結果

本計画の策定に向けて、65歳以上の市民（要介護認定者を除く）、要支援・要介護認定者（施設入所者を除く）等を対象にアンケート調査を実施しました。

（「調査結果報告書」より、一部を抜粋して掲載）

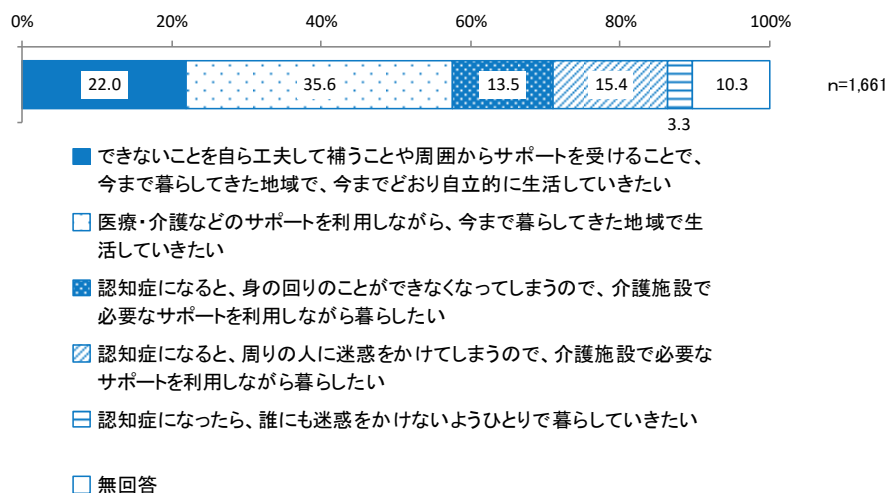
### 【高齢者の状況について】（一般高齢者）

新型コロナウイルス感染症の流行を受けた行動や意識の変化は、「健康に気を付けるようになった」(56.6%)がもっとも高く、次いで「外出しなくなった」(36.2%)、「人と会わなくなった」(28.9%)となっています。



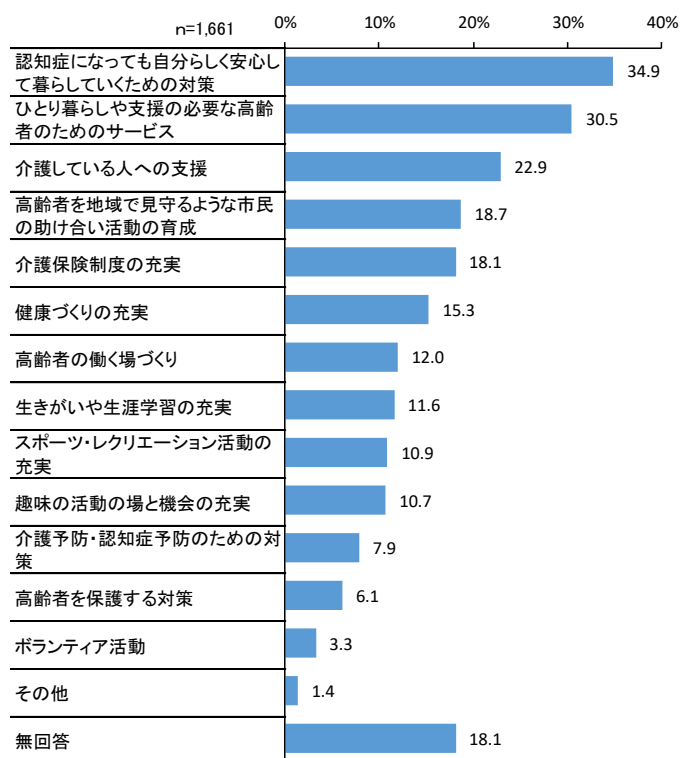
### 【認知症になった場合に希望する暮らし方】（一般高齢者）

認知症になった場合に希望する暮らし方は、「医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい」(35.6%)が最も高く、次いで「できないことを自ら工夫して補うことや周囲からサポートを受けることで、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活していきたい」(22.0%)となっています。



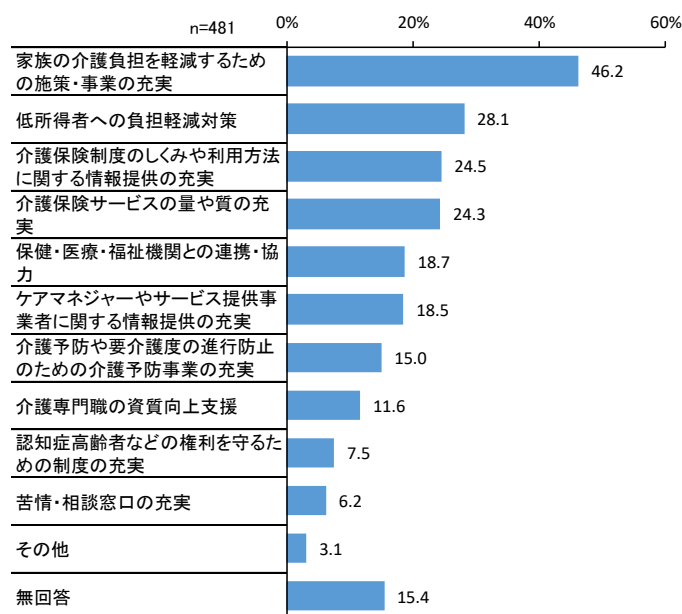
## 【市が注力すべき高齢者施策】（一般高齢者）

本市が注力すべき高齢者施策は、「認知症になっても自分らしく安心して暮らしていくための対策」（34.9%）が最も高く、次いで「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」（30.5%）、「介護している人への支援」（22.9%）、「高齢者を地域で見守るような市民の助け合い活動の育成」（18.7%）、「介護保険制度の充実」（18.1%）となっています。



## 【介護保険制度に望む改善】（在宅要介護等認定者）

介護保険制度をより良くするために改善してほしい点は、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」（46.2%）が最も高く、次いで「低所得者への負担軽減対策」（28.1%）、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」（24.5%）、「介護保険サービスの量や質の充実」（24.3%）、「保健・医療・福祉機関との連携・協力」（18.7%）、「ケアマネジャーやサービス提供事業者に関する情報提供の充実」（18.5%）、「介護予防や要介護度の進行防止のための介護予防事業の充実」（15.0%）、「介護専門職の資質向上支援」（11.6%）、「認知症高齢者などの権利を守るための制度の充実」（7.5%）、「苦情・相談窓口の充実」（6.2%）となっています。



## 基本理念

### 高齢者と共に生きる地域環境づくり

第8期計画期間に引き続き基本理念を「高齢者と共に生きる地域環境づくり」と定め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる健「幸」社会の形成を目指し、地域包括ケアの深化・推進に向けた施策及び事業を展開していきます。

## 基本目標

### 基本目標1

#### 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり

高齢者が自分らしく地域で望む生活を送るために、社会の一員として社会参加を促進するとともに、要介護状態とならないよう、また重度化しないように健康意識を高める効果的な介護予防の取組みを実施します。

### 基本目標2

#### 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

共生社会の実現の推進という目的に向け、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念等に基づき認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

### 基本目標3

#### 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり

可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、福祉、介護、医療等の関係機関の連携を推進し、医療と介護が円滑に提供される仕組みを構築します。

# 施策の体系

基本理念	基本目標	施策	主な取り組み
高齢者と共に生きる地域環境づくり	1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり	1-1 高齢者の生きがいづくり	①社会参加への支援 ②生涯学習への支援 ③高齢者の就労の支援
		1-2 高齢者が自立して暮らせる環境の整備	①高齢者が住みやすい住まいの確保 ②移動・交通環境の整備 ③防犯・防災体制の充実
		1-3 効果的で継続的な介護予防の推進	①健康意識の高揚と健康づくりの支援 ②効果的な予防事業と要介護の重度化を予防する施策の充実 ③介護予防の評価のしくみづくり
	2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり	2-1 介護サービスの充実	①介護サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③介護人材の確保と働きやすい環境づくりへの支援
		2-2 認知症支援策の充実	①認知症に関する知識の普及 ②認知症の早期発見と予防対策の充実 ③地域における認知症支援体制の充実
		2-3 家族介護者への支援	①家族介護者同士の交流への支援 ②家族介護者の負担の軽減 ③状態に応じた家族介護者への支援の充実
		2-4 介護サービスやケアマネジメントの質の向上	①介護サービスの質の向上 ②介護給付の適正化とケアマネジメントの質の向上 ③保険者機能の強化
		2-5 高齢者の権利擁護と虐待の防止	①権利擁護 ②虐待の防止
	3 地域で互いに支え合って生きるまちづくり	3-1 支え合う地域づくり	①地域で支え合う意識づくり ②相談支援体制の強化 ③生活支援サービスの充実 ④介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		3-2 多職種連携の推進	①ケア関係者のネットワークの強化 ②医療と介護との連携の推進



# 主な取り組みと事業

## 基本目標1 自分らしくいきいきと生きられるまちづくり

### 1-1 高齢者の生きがいづくり

#### ①社会参加への支援

- ・老人クラブ活動事業
- ・高齢者ふれあいサロン事業
- ・住民主体の「通いの場」の拡充
- ・住民主体の「通いの場」の「見える化」
- ・老人福祉センターの運営
- ・敬老事業

#### ②生涯学習への支援

- ・生きがいと健康づくり推進事業
- ・高齢者スマホ教室

#### ③高齢者の就労の支援

- ・シルバー人材センターの活動支援
- ・シニアワークプログラム事業

### 1-2 高齢者が自立して暮らせる環境の整備

#### ①高齢者が住みやすい住まいの確保

- ・シルバーハウジング生活援助員派遣事業
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握
- ・高齢者に配慮した市営住宅の整備
- ・住宅改修費給付
- ・重層的支援体制整備における居住支援

#### ②移動・交通手段の整備

- ・コミュニティバス運行事業
- ・高齢者・障害者等外出支援事業  
「稲沢おでかけタクシー」

#### ③防犯・防災体制の充実

- ・防犯啓発事業
- ・特殊詐欺対策装置購入費補助事業
- ・高齢者交通安全啓発事業
- ・避難行動要支援者対策の推進
- ・家具転倒防止器具等購入費補助事業
- ・災害や感染症対策に係る体制整備

### 1-3 効果的で継続的な介護予防の推進

#### ①健康意識の高揚と健康づくりの支援

- ・各種検診等の実施
- ・健康づくり事業の実施
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・一般介護予防事業

#### ③介護予防の評価のしくみづくり

- ・介護予防事業の評価

#### ②効果的な予防事業と要介護の重度化を予防する施策の充実

- ・一般介護予防教室等の実施
- ・住民主体の「通いの場」  
(高齢者ふれあいサロン、健康と地域の縁づくりグループ、認知症に関連した集いの場)
- ・要介護の重度化を予防する取り組み
- ・介護予防手帳の作成



## 基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

### 2-1 介護サービスの充実

#### ①介護サービスの充実

- ・介護サービス利用のための情報提供
- ・介護サービス提供体制の確保

#### ②地域密着型サービスの充実

- ・地域密着型サービスの充実
- ・地域密着型サービスの利用の促進

#### ③介護人材の確保と働きやすい環境づくりへの支援

- ・介護従事者の人材確保・人材育成
- ・介護離職防止の取り組みの推進
- ・県との連携による介護現場革新に向けた先進事例の周知・啓発
- ・業務の効率化の取り組みの推進

### 2-2 認知症支援策の充実

#### ①認知症に関する知識の普及

- ・認知症サポーター養成講座
- ・若年性認知症の啓発

#### ②認知症の早期発見と予防対策の充実

- ・認知症予防のための教室や講座
- ・高齢者補聴器購入補助
- ・認知症の早期発見
- ・認知症予防出張講座
- ・認知症初期集中支援推進事業
- ・住民主体の「通いの場」への専門職の派遣
- ・認知症ケアパス

#### ③地域における認知症支援体制の充実

- ・認知症家族介護者交流会
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・チームオレンジの構築
- ・認知症サポーターステップアップ講座
- ・認知症啓発ボランティア団体との協働
- ・認知症ケアパス
- ・認知症に関連した集いの場の拡充
- ・高齢者等安心おかえりネットワーク事業
- ・認知症対応型サービスの充実

### 2-3 家族介護者への支援

#### ①家族介護者同士の交流への支援

- ・家族介護者交流事業
- ・認知症家族介護者への支援
- ・認知症に関連した集いの場

#### ②家族介護者の負担の軽減

- ・俳諧高齢者家族支援サービス事業
- ・高齢者等安心おかえりネットワーク事業
- ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- ・ねたきり老人手当及び認知症老人手当
- ・高齢者外出支援サービス事業
- ・家族介護慰労金支給事業

#### ③状態に応じた家族介護者への支援の充実

- ・重層的支援体制整備事業
- ・障害や児童などの他事業の相談支援との連携



## 2-4 介護サービスやケアマネジメントの質の向上

### ①介護サービスの質の向上

- ・地域密着型サービス事業者の運営推進会議の充実
- ・サービス事業者への適切な指導の実施

### ③保険者機能の強化

- ・計画の進捗状況の評価
- ・地域課題や改善点の把握と公表
- ・市の基本方針の周知啓発

### ②介護給付の適正化とケアマネジメントの質の向上

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプラン等の点検
- ・医療情報との突合・縦覧点検
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

## 2-5 高齢者の権利擁護と虐待の防止

### ①権利擁護

- ・成年後見制度の利用促進
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの啓発
- ・消費者安全確保地域協議会の設置

### ②虐待の防止

- ・高齢者虐待防止に関する啓発
- ・高齢者虐待対応の強化
- ・虐待防止ネットワーク会議の開催

## 基本目標3 地域でお互いに支え合って生きるまちづくり

### 3-1 支え合う地域づくり

#### ①地域で支え合う意識づくり

- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・ボランティアセンターの充実
- ・地域見守りネットワークの構築
- ・高齢者等見守り活動事業
- ・老人クラブ等による友愛訪問
- ・成年後見制度に関する研修の開催

#### ②相談支援体制の強化

- ・基幹型地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化
- ・民生委員・児童委員とのネットワーク強化
- ・成年後見センターの利用促進

#### ③生活支援サービスの充実

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・緊急通報システム事業
- ・寝具の洗濯乾燥サービス事業
- ・高齢者外出支援サービス事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・給食サービス事業（「食」の自立支援事業）

#### ④介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ・基準緩和型通所・訪問サービスへの移行推進
- ・住民主体の通所型・訪問型サービスの充実に向けた検討
- ・リハビリ職に自助具等の相談ができるサービスの創出

### 3-2 多職種連携の推進

#### ①ケア関係者のネットワークの強化

- ・情報交換・意見交換の機会づくり
- ・多職種による学習機会の提供
- ・地域ケア会議
- ・重層的支援体制整備事業
- ・福祉総合相談対策支援チーム会議の拡充

#### ②医療と介護との連携の推進

- ・在宅医療・介護連携推進協議会
- ・研修会・情報交換会の実施
- ・看取りや認知症を踏まえた在宅医療・介護連携の推進
- ・在宅医療・介護サポートセンター

## 介護保険料の見込み

### ○被保険者数の推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	132,765	131,816	130,825	114,250
第1号被保険者数	37,549	37,515	37,439	39,233
65～74歳	15,803	15,235	14,819	18,799
75歳以上	21,746	22,280	22,620	20,434
第2号被保険者数	45,885	45,742	45,523	35,656

### ○認定者数の推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認定者数（第1号被保険者）	6,214	6,447	6,621	6,718
認定率	16.5%	17.2%	17.7%	17.1%

### ○標準給付費、地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	9,634,528	9,988,943	10,237,621	29,861,093
地域支援事業費	636,342	675,951	682,744	1,995,036

### ○保険料の算定

$$\begin{aligned} \text{保険料基準額（月額）} &= \\ &\text{総事業費} \times \text{第1号被保険者負担割合（23\%）} \\ &\div \text{予定保険料収納率（98.0\%）} \div \text{第1号被保険者数} \div 12 \text{か月} \end{aligned}$$

※上記の基本計算式に、介護給付費準備基金取崩と調整交付金等を考慮します。

令和6年度～令和8年度の  
保険料基準額（月額）

5,100円

被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行うため、第9期から所得段階を下表の16段階とします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	17,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.479	29,300
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.670	41,000
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	55,000
第5段階	世帯課税で本人が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	61,200
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	70,300
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	76,500
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	91,800
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	104,000
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	116,200
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	128,500
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	140,700
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	2.40	146,800
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.50	153,000
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.60	159,100
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.70	165,200

### 第9期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

発行：稲沢市（令和6年3月）

編集：稲沢市 市民福祉部 高齢介護課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1 TEL (0587) 32-1111